第五章　貯蔵の事業に関する規制（第四十三条の四―第四十三条の二十八）
第六章　再処理の事業に関する規制（第四十四条―第五十一条）
第七章　廃棄の事業に関する規制等
　第一節　廃棄の事業に関する規制（第五十一条の二―第五十一条の二十六）
　第二節　指定廃棄物埋設区域に関する規制（第五十一条の二十七―第五十一条の三十四）
第八章　核燃料物質等の使用等に関する規制
　第一節　核燃料物質の使用等に関する規制（第五十二条―第五十七条の六）
　第二節　核原料物質の使用に関する規制（第五十七条の七）
第九章　原子力事業者等の責務（第五十七条の八）
第十章　原子力事業者等に関する規制等（第五十八条―第六十一条の二）
第十一章　原子力規制検査に基づく監督（第六十一条の二の二）
第十二章　国際規制物資の使用等に関する規制等
　第一節　国際規制物資の使用等に関する規制（第六十一条の三―第六十一条の九の四）
　第二節　指定情報処理機関（第六十一条の十―第六十一条の二十三）
　第三節　指定保障措置検査等実施機関（第六十一条の二十三の二―第六十一条の二十三の二十一）
第十三章　雑則（第六十二条―第七十六条）
第十四章　罰則（第七十七条―第八十四条）
第十五章　外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第八十五条―第八十九条）
附則

第二条第七項中「第五十三条第二号」を「第五十二条第二項第十号」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11　この法律において「原子力規制検査」とは、第六十一条の二の二第一項の規定により、原子力規制委員会が行う検査をいう。

第三条第二項に次の一号を加える。

五　製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第四条に次の一号を加える。

三　前条第二項第五号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

第六条第一項中「又は第三号」を「、第三号又は第五号」に改める。

第八条第二項中「及び」の下に「第三号並びに」を加える。

第十二条第一項中「事業開始」を「製錬施設の設置の工事に着手する」に改め、同条第二項中「核燃料物質による災害の防止上十分でない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二　核燃料物質による災害の防止上十分でないものであること。

第十二条第五項から第八項までを削る。

第十二条の二第五項から第八項までを削る。

第十三条第二項に次の一号を加える。

七　加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第十四条に次の一号を加える。

四　前条第二項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

第十六条第一項中「、第五号又は第六号」を「又は第五号から第七号まで」に改める。

第十六条の二の見出し中「方法」を「計画」に改め、同条第一項中「加工事業者」を「加工施設の設置又は変更の工事（核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする加工事業者」に、「加工施設の」を「当該」に、「加工施設に関する」を「その」に、「（第十六条の四第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）」を「その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、加工施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

第十六条の二第二項中「加工事業者は、前項の」を「前項の認可を受けた者は、当該」に改め、「加工施設に関する」を削り、「方法」を「計画」に改め、同条第三項第一号中「加工施設に関する」を「その」に、「方法」を「計画」に改め、同項第二号中「に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則で定める」を「が第十六条の四の」に改め、同項第三号を削り、同条第四項中「加工事業者は、第一項の認可を受けた加工施設に関する」を「第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により」に、「方法」を「計画」に改め、「第二項ただし書の」を削り、「したときは、その旨」を「する場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第十六条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　加工事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第十六条の三の見出しを「（使用前事業者検査等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする加工施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第十六条の三第二項中「においては、」を「（次項及び第二十二条第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その」に、「ときは、合格とする」を「ことを確認しなければならない」に改め、同項第一号中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。）」を「工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）」に、「行われているもの」を「行われたものである」に改め、同項第二号中「その性能が第十六条の四の二」を「次条」に改め、同条に次の一項を加える。

3　加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により加工施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その加工施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第十六条の四の二の見出し中「の性能」を削り、同条中「加工施設の性能が」を「加工施設を」に改め、「その加工施設を」を削り、同条を第十六条の四とする。

第十六条の五の見出しを「（定期事業者検査）」に改め、同条第一項中「加工施設のうち政令で定めるものの性能」を「定期に、加工施設」に、「、原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければ」を「検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければ」に改め、同条第二項中「検査」の下に「（次項及び第二十二条第一項において「定期事業者検査」という。）において」を加え、「の性能」を削り、「かどうかについて行う」を「ことを確認しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3　加工事業者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

第十八条第二項中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改める。